

# 経済要録

## 国内

### ◆金融再生委員会、日本長期信用銀行に係る特別公的管理を終了

金融再生委員会は、2月29日、「日本長期信用銀行に係る特別公的管理の終了について」を公表し、3月1日、同行に係る特別公的管理を終了した。

日本長期信用銀行に係る特別公的管理の終了について

(議決事項)

- ・ 株式会社日本長期信用銀行（長銀）に係る特別公的管理の終了について
  - 一 長銀については、金融再生法第52条第2号の規定に基づき、平成12年3月1日に預金保険機構が保有する同行の発行済普通株式24億1,707万5,000株をニュー・LTCB・パートナーズ・C.V.に対して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理を終了する。

### ◆日本銀行、「金融市場局及び国際局の組織改編について」を公表

日本銀行は、3月3日、「金融市場局及び国際局の組織改編について」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成12年3月3日  
日本銀行

金融市場局及び国際局の組織改編について

日本銀行では、本日の政策委員会において、以下の組織改編を実施することを決定した。

#### 1. 組織改編の内容

現在の国際局為替課のうち、為替市場の動向把握、同市場の整備および国の事務の取扱いとしての為替平衡操作等の担当部署を、金融市場局に移管し、金融市場局為替課を設置する。また、本行保有外貨資産や外国為替資金特別会計の計理等の担当部署を、国際局総務課内に移管する。

#### 2. 実施時期

本年5月中の実施を目途とする。

#### 3. 今回の組織改編の趣旨

最近、国内外の金融資本市場の相互関連性が高まり、国を跨る資金の流れが一段と活発化している。こうした状況下、内外金融資本市場の動向や資金の流れの変化等を、これまで以上に統合的かつ有機的に把握・分析するためには、国内外の金融資本市場と外国為替市場の動向を調査・分析する部署を同一局内に置き、情報や

分析手法の共有を図ることが適当と判断し、今回の措置を実施することとした。

## ◆政府、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定

政府は、3月7日、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定した。同法律案は、①保険相互会社について自己資本の増強、再編等を図るため、株式会社化を容易にするほか、②保険相互会社への更生手続の適用を可能とし、債務超過に陥る前の早期の手続開始、司法手続による権利調整、保険保障の継続を行うため、倒産法制を整備するとともに、③生命保険契約者保護機構の財源対策として業界の追加負担及び財政上の措置を講ずること等により、その機能の維持を図ることを目的としたもの。

## ◆政府、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案を閣議決定

政府は、3月7日、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

### 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案の概要

財政投融资制度を改革することとし、郵便貯金及び年金積立金に係る資金運用部への預託を廃止し、財政融資資金特別会計において公債を

発行することができることとする等の改正を行う。

### 1. 一括改正する主な法律

- (1) 資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）
- (2) 資金運用部特別会計法（昭和26年法律第101号）
- (3) 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律（いわゆる「長期運用法」。昭和48年法律第7号）

### 2. 主な改正点

#### (1) 資金運用部資金法

- ① 題名を「財政融資資金法」とする。
- ② 資金運用部を廃止し、財政融資資金を設置する。
- ③ 郵便貯金及び年金積立金の預託義務を廃止する。
- ④ 資金の資金繰りを円滑に行うため、政府短期証券を発行する。発行限度額について、国会の議決を受ける。
- ⑤ 財政融資資金の運用対象について、対象機関等の見直しを行う。

#### (2) 資金運用部特別会計法

- ① 題名を「財政融資資金特別会計法」とする。
- ② 財政融資に必要な資金を調達するため、公債を発行する。発行限度額について、国会の議決を受ける。
- ③ 国債整理基金特別会計法に基づく定率繰入れ及び借換債の規定は、適用しないこととする。
- ④ 特別会計の貸借対照表及び損益計算書を、予算及び決算に添付して国会に提出

する。

(3) 長期運用法

- ① 題名を「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」とする。
- ② 財政融資資金の長期運用についての国会の議決に加え、郵便貯金資金及び簡保積立金の地方公共団体への貸付けについても、国会の議決を受ける。
- ③ 財政投融资計画を、法律上位置付け、国会に提出する。

(4) その他

- ① 施行日は、平成13年4月1日とする。
- ② 郵便貯金及び年金積立金の預託義務の廃止に伴い、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、所要の措置を講ずる。
- ③ その他、資金運用部の廃止に伴う各特別会計法の改正等を行う。

(注) 財投機関債の発行に関して、住宅金融公庫法等について、所管省庁において改正が行われる予定。

に掲載、3月10日に公表したほか、2月10日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを3月13日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添)

平成12年3月8日

日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、3月8日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」

## ◆あさひ銀行、三和銀行、東海銀行、持株会社を活用した統合を行うことについて基本合意

あさひ銀行、三和銀行、東海銀行は、3月14日、共同で設立する持株会社を活用した統合を行うことについて基本合意し、対外公表を行った。

## ◆金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取について

金融再生委員会は、3月14日、金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取を承認し、同日対外公表を行った。その内容は以下のとおり。

金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取について

### 1. 資産買取の概要

(単位：百万円)

	機関数	債権元本	買取価格
都銀・長信銀・信託銀行	14	173,682	6,238
地 銀	35	83,673	5,805
第二地銀	16	36,850	1,712
その他	13	13,429	1,128
合 計	78	307,636	14,885

(別紙)

(注) 買取対象資産は、資産買取基準により、原則として、破綻懸念先以下に区分される債務者に対する貸出金(仮払金、未収利息、未収金等を含む)とされている。

### 2. 資産買取手続き

金融機関が預金保険機構に資産買取の申込みを行った後、預金保険機構が買取り価格その他の条件を定め、金融再生委員会の承認を受けて、資産の買取りを決定する。

預金保険機構は、特定協定銀行(整理回収機構)に対して、当該資産の買取りを委託する。

## ◆金融再生委員会、日本長期信用銀行及び北海道銀行の公的資本増強申請を承認

金融再生委員会は、3月14日、いわゆる金融機能早期健全化法に基づく日本長期信用銀行及

び北海道銀行の公的資本増強申請を承認した。なお、両行の経営健全化計画が併せて同日に公表された。

## ◆日本銀行、資金運用部保有国債の売戻条件付買入の実施を決定

日本銀行は、3月14日、政策委員会において、別紙の基本要領に定めるところにより、資金運用部保有国債の売戻条件付買入を実施することを決定し、3月15日、別紙について対外公表を行った。

資金運用部保有国債の売戻条件付買入に関する基本要領

### 1. 趣旨

この基本要領は、平成12、13年度の郵便貯金集中満期時における資金運用部の資金繰り方策について、資金運用部自らが市場から所要の資金を調達することを原則としつつ、これを補完する形で、日本銀行も一時的な流動性を供給することとするため、「対政府取引に関する基本要領」(平成11年3月26日付政委第51号別紙)5.の規定にかかわらず、資金運用部が保有する利付国債の売戻条件付買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 売戻条件付買入の実行

次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、資金運用部からの依頼に応じ、資金運用部が保有する利付国債について、所

要の売戻条件付買入を行うこととする。

- (1) 資金運用部が行うその保有国債の対市中買戻条件付売却（以下単に「対市中買戻条件付売却」という。）の入札において未達等が生じた場合
- (2) その時々の資金運用部の要調達額がその時点の対市中買戻条件付売却の入札における平準的な1回当たりの入札額を上回る場合

### 3. 売戻条件

買入に当たっては、買入日の翌日から起算して3か月以内の確定日に売戻を行う旨の条件を付する。

### 4. 取引の継続（ロールオーバー）

資金運用部がその全体の要調達額に達するまで対市中買戻条件付売却の残高を漸次増加させていく過程において、必要と認める場合には、3か月を越えて売戻条件付買入の取引の継続（売戻条件付買入の売戻日に再度売戻条件付買入を行いまはこれを繰り返すことをいう。）に応じることとする。この場合、3か月を越えて取引の継続に応じることができる売戻条件付買入の買入価額の合計残高は、7兆8,000億円を上限とする。

### 5. 買入価格および期間利回り

買入価格および期間利回りは、市場実勢相場等を勘案して定める。

### 6. 実行の期間

売戻条件付買入は、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間、行うことができるものとする。

（附則）

この基本要領は、平成12年3月29日から実施し、平成14年7月1日をもって廃止する。

## ◆平成12年度一般会計予算の成立

3月17日、参議院本会議において、平成12年度一般会計予算が成立した（平成12年度一般会計予算の概要については、『日本銀行調査月報』2月号「経済要録」参照）。

## ◆政府、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案を閣議決定

政府は、3月17日、証券取引法及び金融先物取引法について、証券取引所及び金融先物取引所の組織形態として、従来の会員組織に加え株式会社を認める措置等を盛り込んだ改正案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

### 証券取引法及び金融先物取引法改正の概要

- |                |   |                                       |
|----------------|---|---------------------------------------|
| 証券取引所等の株式会社化   | ⇒ | 意思決定の迅速化、資金調達方法の多様化                   |
|                | ⇒ | 多様なニーズへの対応、効率的で利便性の高いサービスの提供、国際的地位の向上 |
| 企業内容等の開示制度の電子化 | ⇒ | 投資家等の企業情報への容易かつ迅速なアクセスの確保             |
|                | ⇒ | 証券市場の活性化・効率化                          |

## 【証券取引所等の株式会社化】

1. 証券取引所及び金融先物取引所（以下「証券取引所等」という。）の組織形態に株式会社を導入する。

証券取引所等の組織形態として、従来の会員組織に加え株式会社を認める。その際、株式会社が商法に基づき設立されるものであることに対応し、免許の仕組みを、証券取引所等の設立に対する免許から市場の開設に対する免許に変更する。

(改正前)

金融再生 委員会	—————→ 設立の免許	証券取引所等  会員組織
-------------	-----------------	-----------------

(改正後)

金融再生 委員会	—————→ 市場開設の免許	証券取引所等  会員組織又は 株式会社
-------------	-------------------	---------------------------

なお、現在、会員組織形態の証券取引所等に適用されている定款等についての認可制度や、検査・監督上の処分等は、株式会社形態の証券取引所等に対しても適用する。

2. 証券取引所等が公共的機能を適切に発揮できるよう、次の措置を講じる。

(1) 株式会社形態の証券取引所等に適用されるもの

- 資本の額が政令で定める金額以上でなければならないこととする。
- 何人も、発行済株式数の5%を超える株式を保有してはならないこととする。

(2) 株式会社形態の証券取引所等にも従来の会員組織形態の証券取引所等にも共通に適用されるもの

- 業務範囲は、市場の開設及びこれに附帯する業務とする。
- 会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）が法令等を遵守しなければならない旨及び法令等に違反した会員等に対し制裁措置を講じる旨を定款に記載しなければならないこととする。（自主規制機能の一層の明確化）
- 行政当局の監督については、定款等の変更命令に加え、業務運営・財産状況に関し監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

3. 証券取引所の株式の自市場への上場等についての承認制を導入する。

証券取引所又はその子会社が発行者である有価証券を、当該証券取引所がその開設する有価証券市場に上場しようとするときは、金融再生委員会の承認を受けなければならないこととする。（上場廃止についても同様。）

4. 会員組織から株式会社への組織変更に関する手続規定を整備する。

組織変更計画書の総会での承認、会員への株式の割当て、組織変更の金融再生委員会による認可等所要の規定を設ける。

5. 平成12年12月1日から施行する。

【企業内容等の開示制度の電子化】

1. 有価証券報告書等の開示書類の提出、受理という一連の手續等を電子化

有価証券報告書等の提出等の手續について、オンラインにより行うことを認めることとし、書面による提出も認める一定の経過期間を設けた上で、平成16年6月1日以降原則義務化する。

(注) 電子化の実施時期

有価証券報告書、半期報告書等

平成13年6月1日から実施。

(平成16年6月1日以降、原則義務化)

有価証券届出書等

平成13年6月1日から平成14年6月1日までの間で政令で定める日から実施。

(平成16年6月1日以降、原則義務化)

大量保有報告書等

平成14年6月1日から平成15年6月1日までの間で政令で定める日から実施。

(電子化は任意)

オンラインにより提出等の手續が行われた有価証券報告書等は、財務局、証券取引所等においてモニター画面により公衆縦覧に供するほか、提出会社において同様に公衆縦覧に供することができることとする。

(注) 行政当局において、インターネットを通じた有価証券報告書等の情報提供も行う。

2. 目論見書等の交付等の電子化

証券会社等が投資者に有価証券の発行者に係る事業内容等の情報を提供する目論見書等につき、オンラインによる交付等を認める。(平成13年6月1日から平成14年6月1日までの間で政令で定める日から実施する。)

◆政府、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定

政府は、3月17日、いわゆるSPC法及び投資信託法について、多様な投資商品の提供を促進し、資金供給の円滑化を図るため、運用対象資産を拡大する措置等を盛り込んだ改正案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、多様な投資商品の提供を促進し、資金供給の円滑化を図るため、SPC法、投資信託法(多数の投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する仕組み)について、運用対象の拡大等所要の改正を行う。

【「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(SPC法)」の改正】

SPC法を改正し、流動化対象資産を拡大するとともに、より使い勝手のよい制度に改める。また、流動化の器として信託も利用可能とする。

これに伴い法律名を「資産の流動化に関する法律」に改める。

1. 会社型の改正

(1) 対象資産の拡大(不動産、指名金銭債権から財産権一般に拡大)。

(2) SPC設立手続き等の簡素化

① SPCの登録制を届出制に変更する。

② 最低資本金(現行：300万円)を10万

円に引き下げる。

- (3) SPCが発行する証券の商品性の改善等
- ① 優先出資について、投資者への資金の払戻しを行うための減資や流動化スキームの安定性を高めるための無議決権化を可能とする。
  - ② 商品設計の自由度を増すため転換社債、優先出資引受権付社債の発行を可能とする。
  - ③ 特定資産の原所有者による証券の募集の取扱いを可能とする（金融再生委員会への届出）。
- (4) 特定資産取得のための借入れを可能とする。
- (5) 資産流動化計画に関する規制の簡素・合理化
- ① 資産流動化計画を定款事項から除外する。
  - ② 特別多数決による変更を可能とする。（現行法では全員の同意が必要）

## 2. 信託型の創設

信託を用いた資産流動化について、会社型と同様の仕組みを整備する。

①受益権を有価証券にする、②権利者集会制度を創設し多数決による意思決定を可能とする、③情報開示制度を充実する等の措置を講ずる。

### 【「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」の改正】

主として有価証券に運用するための仕組みを

定めた証券投資信託法を改正し、不動産を含めた幅広い資産に投資運用できるよう規定を整備する。

これに伴い法律名を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改める。

#### 1. 運用制限の緩和

主たる運用対象を有価証券、不動産その他の政令で定める資産に拡大する。

#### 2. 投資信託委託業者（運用業者）に関する規定の整備

運用制限の緩和に対応した規定の整備を行う。

##### (1) 投資信託委託業者に対する認可等の規定の整備

① 不動産ファンドの運用を行う投資信託委託業者には、宅地建物取引業法の免許及び一任取引を行うための建設大臣の認可の取得を義務付ける等、認可に関する規定の整備を行う。

② 不動産その他の政令で定める資産の運用を行う投資信託委託業者に対する認可を行う場合や省令を制定する場合には、建設大臣その他の政令で定める関係行政機関の長と協議することとする。

##### (2) 兼業範囲の拡大

投資信託財産に含まれる不動産の管理、不動産特定共同事業、宅地建物取引業（自己売買等を除く）、その他政令で定める事業に拡大。

（現行法は証券投資顧問業、証券業、個別承認を受けた関連業務）

(3) 利益相反行為の防止措置

- ① 投資信託委託業者とファンドとの間の取引、利害関係人等の利益を図るための取引、投資信託委託業者自身の利益を図るための取引等の禁止規定を整備する。
- ② 不動産等の価格評価が困難な資産について外部の独立した不動産鑑定士等の価格評価を義務付ける。
- ③ ファンド相互間の取引、利害関係人とファンドとの間の取引、自己の顧客とファンドとの間の取引等が行われた場合には、その具体的内容を投資者に開示することを義務づける。

(4) 忠実義務・善管注意義務と損害賠償責任

- ① 投資者に対して忠実に行動する義務、専門家として要求される注意をもって業務を遂行する善管注意義務を規定する。
- ② 忠実義務、善管注意義務その他の義務に違反し、投資者に損害を与えた場合の損害賠償責任に関する規定を設ける。

3. 借入制限の緩和

流動性が低く個別性の強い不動産等への運用が円滑に行えるよう、借入や社債発行を可能とする。

4. 信託スキームに係る規定の整備

- (1) 現行法では資産運用方法等を定めている投資信託約款の変更について投資者の同意が必要とされていないが、投資者保護の観点から、重大な変更を行う場合には公告を行い投資者の過半数が異議を述べた場合には変更できないこととする。

- (2) 信託会社等が自ら資産運用を行う仕組みを整備する。(投資信託委託業者と同様の規制を適用。)

【その他】

S P C法の改正、投資信託法の改正に関連して所要の規定の整備を行う。

1. 施行日

公布の日から6月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

2. 宅地建物取引業法の規定の整備

不動産に投資するファンドの運用やS P Cの不動産の管理に関して、建設大臣の認可を受けた業者は不動産の一任取引ができることとする。

3. 税制上の措置

- (1) S P C及び投資法人の法人税課税に関する支払い配当損金算入措置
- (2) 流動化信託及び投資信託の受益権に対する金融商品としての課税
- (3) S P Cの不動産取得税及び登録免許税の軽減 等

◆政府、金融商品の販売等に関する法律案を閣議決定

政府は、3月24日、金融商品の販売等に関する法律案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

## 金融商品の販売等に関する法律案の概要

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融サービスの利用者保護を図るため、金融商品販売業者の顧客に対する説明義務、説明しなかったことによって生じた損害の賠償責任を民法の特例として定める等の措置を講じる。

### 【金融商品販売業者の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任】

#### 1. 金融商品販売業者の説明義務の明確化

(1) 金融商品については、預貯金、信託、保険、有価証券等を幅広く対象とし、今後登場する新しい商品については政令で定める。

(2) 金融商品販売業者に対し、次のような金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説明を義務付ける。

① 元本欠損が生ずるおそれがある旨及び元本欠損を生ずる次の要因

- ・ 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動
- ・ 金融商品販売業者等の業務又は財産の状況の変化
- ・ その他政令で定める事由

② 権利行使期間の制限又は解約期間の制限

(3) 説明義務を負う者は、取次ぎ・媒介・代理を行う者も含む。

(4) 顧客が、いわゆるプロとして政令で定める者である場合や、顧客が説明を要しない旨の意思の表明をした場合は、説明は不要。

#### 2. 説明義務違反に対する損害賠償責任

金融商品販売業者が顧客に重要事項を説明しなかったときは、損害賠償責任を負うものとし、元本欠損額をその損害額と推定する。

(注1) 現行では、不法行為による損害賠償責任(民法709条)で争われることとなるが、業者の説明義務の有無、損害の因果関係について原告が立証責任を負っており、裁判が長期化する傾向がある。

(参考) 民法709条(不法行為による損害賠償責任)

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

(注2) 本法案によって、説明義務を法定し、原告(顧客)の因果関係の立証責任を転換することにより、原告の立証責任の軽減が図られることとなる。

なお、原告は、民法709条による損害賠償請求を行うことも可能。

### 【金融商品販売業者の勧誘の適正の確保】

1. 金融商品販売業者は、勧誘の適正の確保に努めなければならない旨規定。

2. 金融商品販売業者は、次の事項を含む勧誘方針を策定・公表しなければならない。

(1) 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項

(2) 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項

(3) その他勧誘の適正の確保に関する事項

3. 上記2. に違反した金融商品販売業者は、過料に処する。

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、3月24日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、平成12年4月～9月の金融政策決定会合の開催予定日を別添2のとおりとし、これを公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、2月24日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを3月29日に公表した。

### 記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添1)

平成12年3月24日  
日本銀行

### 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添2)

平成12年3月24日  
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成12年4月～9月）

	会合開催	(参考)	
		金融経済月報公表	(議事要旨公表)
12年 4月	4月10日<月>	4月12日<水>	(5月22日<月>)
	4月27日<木>	—	(6月15日<木>)
5月	5月17日<水>	5月19日<金>	(7月3日<月>)
6月	6月12日<月>	6月14日<水>	(7月21日<金>)
	6月28日<水>	—	(8月16日<水>)
7月	7月17日<月>	7月19日<水>	(9月20日<水>)
8月	8月11日<金>	8月15日<火>	未定
9月	9月14日<木>	9月19日<火>	未定

## ◆日本銀行、「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入基本要領」を一部改正等

日本銀行は、3月24日、政策委員会・金融政策決定会合において、「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入基本要領」を別紙のとおり一部改正し、当座預金取引の相手方である証券会社及び証券金融会社が発行するコマーシャル・ペーパー（以下「CP」という。）を、4月以降CPオペの対象として不適格とすること等を決

定した。今回の措置は、昨年9月21日の政策委員会・金融政策決定会合で決定された「適格資産担保債券および当座預金取引の相手方の債務の担保取扱等に関する基本方針について」（その内容については『日本銀行調査月報』1999年11月号「経済要録」参照）において既に示されていた方針を受けたもの。

別紙

「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入基本要領」中一部改正

○4. を横線のとおりに改める。

4. 買入対象

発行体（当座預金取引の相手方を除く。）の信用力等に照らし本行が適格と認めたコマーシャル・ペーパーであって、満期日が買入日の翌日から起算して1年以内に到来するものとする。

○5. を横線のとおりに改める。

5. 売戻条件

買入に当っては、買入日の翌日から起算して3か月以内の確定日に売戻を行う旨の条件を付する。

○「9. その他」を「(附則)」に改める。

(附則)

この一部改正は、平成12年4月3日から実施する。

## ◆政府、預金保険機構の借入限度額引き上げを閣議決定

政府は、3月28日、預金保険機構の一部勘定に係る借入限度額を、2兆円から4兆円に引き上げること等を目的とした、預金保険機構法施行令の一部改正を閣議決定した（3月31日公布、4月1日施行）。

## ◆日本銀行、「平成12年度の考査の実施方針等について」を公表

日本銀行は、3月28日、平成12年度の考査の実施に関する重要事項として、「平成12年度の考査の実施方針等について」を決定し公表した。その内容は以下のとおり。

平成12年3月28日  
日本銀行

### 平成12年度の考査の実施方針等について

#### 1. 平成11年度を振り返って

##### (1) 概要

「平成11年度の考査の実施方針等について」（平成11年3月30日公表）では、考査（取引先金融機関等への立入調査）および日常のオフサイト・モニタリングの担うべき役割を、①個別の取引先金融機関等の業務・財産状況の把握、②金融システム全体のリスクや、そのリスクが発現するメカニズムの継続的な把握、③これらの情報の活用による日本銀行の業務全般への寄与、の3点に整理するとともに、考査とオフサイト・モニタリングの一体的、効率的な運用の方向性を打ち出したとこ

ろである。

こうした位置付けを踏まえ、審査においては、上記の「実施方針等について」に示された重点事項に基づき、昨年4月以降、経営体力の実態把握ならびに信用リスク、市場・流動性リスク等に関するリスク管理状況のチェックに主眼を置いた運営を図った。この間、一昨年秋から開始したコンピューター2000年問題にかかるターゲット審査（特定の分野に調査対象を絞って行う審査）を継続したほか、市場プレゼンスの大きい一部金融機関に対して決済・流動性リスクに焦点を絞ったターゲット審査を行った。

また、審査運営面では、審査先金融機関等の事務負担軽減にも配慮しつつ、周期を審査先の経営体力やリスク管理状況に応じて弾力的に設定するよう努めたほか、調査内容についても審査先のさらされているリスクの態様に応じてメリハリを付けるよう心掛けた。

#### 審査実施先数の実績

業 態	実施先数
銀行	41
信用金庫	30
その他(外国銀行、証券会社等)	37

この他、中国（上海地区）における海外店審査、2000年問題などに焦点を絞ったターゲット審査（12先）を実施した。

この間、オフサイト・モニタリングにおいては、取引先金融機関等の個別の経営実態の的確な把握を期すとともに、そこから得られた情報の集計・分析を通じて、金融システムが全体として抱えているリスク（景気や市場環境の変化が金融機関等の資産内容や経営体力に与える影響など）や金融機関間の円滑な

資金決済が阻害されるリスクを把握し、日本銀行として適切な対応を講じていくための情勢判断に役立てるよう努めた。

とくに、昨年後半から本年初にかけては、コンピューター2000年問題に関連する流動性ニーズの高まりに伴い、決済システムの安定が損なわれるリスクを念頭に置きつつ、取引先金融機関の資金繰りや流動性対策の実態把握に力点を置いた。また、不良債権の追加的な処理負担が引き続き金融機関経営におけるダウンサイド・リスクとなっている状況に鑑み、年度中に審査の対象とならなかった取引先金融機関等についても不良債権の動向の把握に努めた。

なお、オフサイト・モニタリングの運営に際しては、審査先金融機関等の事務負担軽減にも資する観点から、モニタリングを通じて得られた情報を、審査先の選定や審査内容の設定に活用するなど、審査との適切な連携を図るよう心掛けた。

#### (2) 審査内容面の重点事項にかかる主な結果

##### イ. 経営体力、信用リスク

引き続き不良資産の償却・引当が経営体力の低下要因として働いた一方で、銀行を中心に第三者割当増資等による資本増強の動きが目立った。こうした中で、審査においては、特に、自己査定やそれに基づく償却・引当が適切になされているかの検証や、先行き新たな不良債権が顕在化して損失発生に繋がる場合にも、相応の自己資本を確保できるような収益力が見込まれるかの検証に重点を置いた。

・ 自己査定基準や償却・引当基準の整備が相当進捗してきているほか、自己査定

等の適切性も総じて向上してきているが、基準の一部になお改善を要する箇所が残存していたり、基準の趣旨どおりの運用がなされていない例がみられた。これらの先には、基準の改善や監査部署の機能度向上等による的確な運用を求めた。

- ・ 平成11年3月期より認められた繰延税金資産の計上に当たっては、将来の課税所得額を適切に見積もったうえで当該資産が将来の税金負担額を軽減する効果があることを検証する必要があるが、この点に関する検討が不十分な先がみられた。
- ・ 信用リスク管理の高度化については、大手金融機関中心に信用格付制度の整備や信用リスクの定量化などが進められているが、データ整備や業務運営への有効活用などの面で更なる努力が期待される。

## ロ. 市場・流動性リスク

市場取引や流動性にかかるリスク管理体制やその機能度、緊急時対応の整備状況の調査に重点を置いた。

- ・ 流動性リスクの管理体制・運用実態をみると、大方の先で体制は整備され、適切な運用が行われている。但し、一部の先では、緊急時の対応方針が明確でなかったり、緊急時における資金調達手段の利用可能性の検証が十分でない例がみられた。
- ・ 市場リスク管理体制の内容・機能状況等に関しては、トレーディング勘定のみならず、バンキング勘定についても、バリュー・アット・リスク等、時価価値的な観点からリスクを把握し、コントロール、モニタリングする仕組みが広がりつ

つある。一方、リスクを把握する際のストレステストの活用方法や市場流動性に対する認識、また、自己資本との対比で市場リスク量をコントロールする体制整備については、なお改善の余地がある。

## ハ. オペレーショナル・リスク

引き続きコンピューター2000年問題に重点を置き、10先（平成10年度からの累計54先）に対してターゲット考査を行ったほか、その結果を踏まえて金融機関等の対応状況と自己点検ポイントを11年5月に公表した。また、前年に続き対応状況に関するアンケート調査を実施し、同8月に結果を公表した。さらに、年末にかけては、決済システムに大きな影響を有する大手先や相対的に対応の遅れがみられる金融機関等に対して重点的にヒアリングを行い、コンティンジェンシー・プランの完成度向上や対応の徹底等を促した。

コンピューター2000年問題以外では、事務一般に対するリスク管理体制のチェックに努めた。

- ・ 事務面においては、営業店の後方事務や為替事務を集中的に処理する事務集中センター等に対する事務指導・検査体制が手薄になっている例がみられた。

## ニ. 決済リスク

決済システムの安定性確保という観点から、個別金融機関における決済リスク管理に関する調査を行った。また、考査の結果をもとに、個別金融機関が留意すべき事項を「金融機関の決済リスク管理について」と題した論文に取り纏め、本年2月に公表

した。

- ・ 顧客の預金口座における日中赤残（日中過振り）に関するリスク管理が適切に行われていない例がみられた。このため、過振り限度額の設定や運用に際しての顧客の信用度の評価の実施や、営業部門に対する本部の関与など、リスク管理の強化を求めた。

#### ホ. 国際部門

大手行に対する考査に際して主要な海外支店への臨店調査を実施したほか、中国の上海地区の邦銀支店に対する考査を実施し、流動性管理を始めリスク管理全般のチェックを行った。

- ・ リスク管理運営に関する本部・拠点間を通じた整合性の確保や連携の緊密化など、一層の拡充が必要な事例がみられた。

## 2. 平成12年度の考査における重点事項

わが国金融機関を取巻く状況を見ると、昨年来、金融機能早期健全化緊急措置法に基づく健全行に対する公的資本注入や第三者割当増資等の民間からの資本調達により銀行の資本基盤の強化が進捗し、金融システムにおける不安定要因は、相当程度、解消されてきている。この間、債務超過状態にあるなど自力での再建が困難な金融機関等については金融整理管財人による管理を通じた破綻処理も進んだ。

もっとも、バブル崩壊などに伴う不良債権問題については、これまでに多額の償却・引当が行われてきたものの、バランス・シートからの切り離しを含め、なお金融システム全体として処理を完了したとは言いきれない面

がある。このため、不良債権問題の最終的な克服に向けて最大限の努力を続ける必要がある。

他方、大手金融機関を中心として、持株会社などを活用した経営戦略の再構築の動きが広範化し、既存業務の再編のほか、インターネット・バンキングを始め新規業務開始を目指す動きもみられている。こうした中で、多様かつ複雑化した種々のリスクを的確に管理しながら、収益力の向上を図っていくことは、わが国金融機関が内外の信認を高めつつ、将来に亘って発展を遂げていくための喫緊の課題となっている。

平成12年度の考査においては、以上のような金融機関を巡る経営環境や11年度の考査の実績を踏まえて、次の点につき重点を置く。なお、考査内容における重点事項に関しては、必要に応じ考査におけるチェックポイントを取り纏め、随時公表することとしたい。

### (1) 考査内容における重点事項

イ. 金融機関等の経営体力の的確な把握（各種会計制度の変更の影響も勘案した自己資本の充実度合、新規不良債権発生の可能性の把握等）に努める。

ロ. 「経営体力の悪化を事前に防止する」という予防的観点にウェイトを置いた「リスク管理重視」考査を、取引先金融機関等毎の実態に配慮しつつ、以下のポイントに即して行う。

#### ①信用リスク

- ・ 自己査定やそれに基づく償却・引当の実務が概ね定着しつつあるなか、金融機関においては、信用リスク管理の改善を

通じて、金融仲介機能のより適切な発揮や収益性の向上といった課題に対処していくことが期待される。このため、一連の信用リスク管理プロセスにおいて、貸出業務内容等に即応した規程・組織・手法面の整備や適切な運営体制が確立されているかのチェックに努める。

- ・ また、信用リスク管理体制のチェックにあたっては、その基本となる信用格付の整備状況のほか、信用格付を活用したポートフォリオ管理（特定業種等への過度の与信集中排除など）が適切になされているかに留意する。
- ・ このほか、考査先のリスク管理高度化の状況に応じて、信用リスク定量化の整備状況のほか、与信先の信用リスクを十分に勘案した貸出業務運営がなされているか、さらに債務者の信用度評価や与信全体のポートフォリオ運営が歪められないように、与信監査部署等による効果的な牽制機能が確保されているかにも注意を払う。

## ②市場・流動性リスク

- ・ 流動性の適切な管理が引続き重要な課題となる下で、流動性にかかる管理体制とその運用の実態の把握に努める。
- ・ 今年度からの金融商品に関する時価会計の導入に伴い、市場リスクの適切な管理の重要性が一段と増すとみられる下で、預貸部分のALMを含む市場リスクおよび流動性リスクの管理体制が業務内容に見合うものか、また、実際に効果的に機能しているかをチェックする。その際、市場環境の急変時に対応した資本の備え、

ストレステストの運用実態や商品毎の市場流動性を意識したリスク管理に留意する。

## ③オペレーショナル・リスク

- ・ 事務面においては、本部および事務集中センター等、相対的にリスクの集積度が高いと思われる部門におけるリスク管理体制の整備状況を中心に調査する。
- ・ また、金融業務におけるシステム依存度やインターネット等オープンシステムの活用度合が高まる中、システムリスク、特に情報セキュリティに関わるリスク管理の重要性が増しつつあるため、こうしたリスクへの対応状況に重点を置いた考査を実施する。

## ④決済リスク

- ・ 金融機関間の円滑な決済を確保するという視点に立って、本年初に公表した論文（「金融機関の決済リスク管理について」）に掲げた各種ポイントを勘案しつつ、各金融機関等がさらされている決済リスクの管理状況をチェックする。
- ・ 本年末を目処に予定されている日銀ネットのRTGS化およびそれに伴う市場取引慣行の変化等が業務面にもたらす影響度の把握状況、プロジェクト管理、事務・システム等における所要のリスク管理体制の構築状況に留意する。

## ⑤国際部門・海外拠点考査

- ・ 邦銀が相対的に重点を置いているアジア地域に対する投融資などにおいて、リスク管理や資産内容等に問題がないかに

ついて引き続き検証する。加えて、同地域を含む各投融資対象国の経済等の特性・リスクやそれらの相互関連に十分な配慮がなされているかにも留意する。

- ・ 邦銀の合併・統合や国際部門のリストラクチャリングを背景とする海外拠点の統廃合や新ビジネスへの展開などが、海外当局との関係も含めて、問題なく進められているかを確認する。

- ⑥ 業務の複雑化に応じて、バンキング勘定の金利リスクや価格変動リスクなども含めた様々なリスクを経営体力に即し適切にコントロールする体制の整備が図られているかを検証する。

## (2) 考査運営における重点事項

### イ. 考査周期および考査内容の弾力的運営

周期を考査先の経営体力やリスク管理状況に応じて弾力的に運用するとともに、内容についても考査先の有する課題の所在に応じて弾力化を図る。こうした弾力的な運営は、考査先の事務負担の軽減や考査の効率的な運営を図る観点から一昨年以降心掛けてきたものであるが、12年度については、オフサイト・モニタリングを通じて得られた情報の一層の活用など、さらに工夫を図る。

### ロ. ターゲット考査の積極的活用

日銀ネットのRTGS化への対応や、決済リスク、情報セキュリティリスク等の特定リスク・ファクターに関する管理体制等に踏み込んだ実態把握が必要と判断される場合には、弾力的な考査運営の一環とし

て、引き続き、その分野に調査対象を絞ったターゲット考査の積極的な活用を図る。

### (3) 当座預金取引先の親会社等に対する調査

最近、いくつかの金融機関グループにおいて持株会社等に経営機能の一部を移管する動きがあるほか、事業会社が子会社形態で銀行業へ参入する計画が発表されるなど、金融機関等の経営形態には大きな変化がみられつつある。

日本銀行は、当座預金取引先の経営実態を的確に把握する観点から、その親会社（持株会社を含む）などが具体的にどのような機能や業務を担うことになるかについて、個々の事例を吟味していく方針である。そのうえで、仮に、親会社などが日本銀行の当座預金取引先である子会社にかかる業務運営やリスク管理に関する基本的な事項を決定するなど、重要な経営機能を担うと判断される場合には、取引先に対する考査の目的を達するために必要な範囲で、立入を含む調査を実施することが必要と考えている。そうした調査を実施する際の具体的な手続等については、関係金融機関等と必要な協議を行っていきたい。

## ◆CPのペーパーレス化に関する研究会、報告書を公表

CPのペーパーレス化に関する研究会（法務省及び大蔵省が共同で設置）は、3月29日、「コマース・ペーパーのペーパーレス化のための法制度の整備について」と題する報告書を公表した。

## ◆日本銀行、「国庫金事務の電子化について」を公表

日本銀行は、3月29日、国税の受入や年金の支払など、国の資金の受払等の事務（国庫金事務）の流れ全体を電子化する方向で検討を開始した旨の対外公表を行った。その概要は以下のとおり（その全文については『日本銀行調査月報』2000年4月号参照）。

1. 日本銀行は、わが国の中央銀行として、国税の受入や年金の支払など、国の資金の受払等の事務（国庫金事務）に携わっており、このほど、この事務の流れ全体を電子化する方向で検討を開始した。

国庫金事務は、国民、民間金融機関、日本銀行、諸官庁と関係者が多い。しかも、それぞれの段階で、書面に基づく手作業が多く残っている。日本銀行は、これまでも関係者とともに事務の効率化に努めてきたが、最新の情報技術（IT）を活用し、関係者の事務処理の流れ全体を電子化すること、すなわち、関係者が電子データを相互に授受し、できるだけ人手をかけることなくシームレスに処理していくことができれば、関係者に多大なメリットがもたらされると考えている。

2. 国庫金事務の電子化のメリットは、（1）国民の利便性の向上と、（2）民間金融機関、日本銀行、諸官庁における事務の効率化である。

例えば、現在は、国税や交通反則金を国に納めるときに、書面を持って銀行の窓口に向くことが多いが、将来は、自宅や会社の端末操作で納められるようになる可能性がある。実際、米国では、連邦税につき法人がオフィスのパソコンや電話を使って納付する電子化

システムが1996年に稼働している。また、情報伝達・事務処理が速くなり、国税の還付金など、一部歳出金の受給時期が早まる可能性もある。

さらに、諸官庁や日本銀行などでの事務の効率化は、いずれ税金などのかたちで国民の負担するコストを減少させることになるだろう。

政府は、昨年12月に「電子政府」の実現構想を打ち出したが、国庫金事務の電子化は、この電子政府構想と目的や実現手続の多くを共有しており、同構想に呼応するとの意義もある。また、国庫金事務の電子化は、多数の民間金融機関や諸官庁などでの情報化を伴う点で、情報関連市場の拡大を促す効果も期待できよう。

3. 国庫金事務の電子化は、ペーパーレス化、ネットワーク化などを追求することにより実現していくこととなる。その際、セキュリティの確保とコストの抑制には、特に留意することとしたい。

セキュリティ面では、ネットワークでつながる多様な関係者が協力して、国民の信頼を得られるセキュリティや安定運行の確保に努めていくことが不可欠である。

また、コスト面では、多様な関係者との電子情報の授受をより低コストで実現することが課題となる。そのため、（1）汎用性・拡張性のあるネットワークを使うこと、（2）情報の特性に応じた複数のネットワークの使い分けを図ること、（3）通信プロトコルやデータ・フォーマットなどについて標準化・共通化を行うこと、（4）事務処理の簡素化・平準化のための制度改正などを推進すること、などを検討したい。

4. 多種多様な国庫金事務を一時的に一齐に電子化することは、現実問題として不可能である。したがって、日本銀行としては、電子政府構想に取り組んでいる諸官庁や民間金融機関などと協力し、また国民各方面のご意見を伺いながら、全体としての整合性を確保しつつ、段階的に国庫金事務の電子化を進めていきたい。

(再改定)」を閣議決定した。このうち、金融・証券・保険関連分野については、①銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し、②銀行等の子会社等の業務範囲の拡大、③保険会社の子会社、保険持株会社の子会社で承認を受けずに行う業務範囲の拡大、④ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し可能化、⑤金融会社の株式保有制限の見直しなどを新規追加項目として挙げている。

### ◆「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」の成立

3月30日、東京都議会本会議において、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」が可決され、成立した(4月1日公布、施行。その概要については、『日本銀行調査月報』2000年4月号「経済要録」参照)。

### ◆証券受渡・決済制度改革懇談会、「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」を公表

日本証券業協会が主宰する形で昨年7月に設置された証券受渡・決済制度改革懇談会は、3月31日、決済期間の短縮化やDVP決済の確保に向けたこれまでの検討結果や今後の課題などをまとめた「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」を公表した。

### ◆政府、「規制緩和推進3か年計画(再改定)」を閣議決定

政府は、3月31日、「規制緩和推進3か年計画

## ◆現行金利一覧 (12年4月17日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期( )内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.2	11.10. 8 (2.3)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本政策投資銀行	2.20	11.10. 8 (2.30)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.20	11.10. 8 (2.30)
・住宅金融公庫	2.85	12. 4.10 (2.80)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.20	12. 4. 7 (1.10)
(期間5年~7年)	1.60	12. 4. 7 (1.55)
(期間7年以上)	2.10	12. 4. 7 (2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

## ◆公社債発行条件 (12年4月17日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<4月債> <u>1.812</u>	<3月債> 1.762
	表面利率(%)	<u>1.9</u>	1.8
	発行価格(円)	<u>100.74</u>	100.32
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<1月債> 1.137	<11月債> 1.137
	同税引後(%)	0.927	0.927
	発行価格(円)	94.50	94.50
政府短期証券	応募者利回り(%)	<12年4月17日発行分> <u>0.064</u>	<12年4月14日発行分> <u>0.056</u>
	発行価格(円)	<u>99.983</u>	<u>99.992</u>
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<4月債> <u>1.889</u>	<3月債> 1.929
	表面利率(%)	<u>1.8</u>	1.9
	発行価格(円)	<u>99.25</u>	99.75
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<4月債> <u>1.900</u>	<3月債> 1.947
	表面利率(%)	1.9	1.9
	発行価格(円)	<u>100.00</u>	99.60
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<4月債> 1.300	<3月債> 1.300
	表面利率(%)	1.3	1.3
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<4月後半債> 0.250	<4月前半債> <u>0.250</u>
	同税引後(%)	0.210	<u>0.210</u>
	割引率(%)	0.24	<u>0.24</u>
	発行価格(円)	99.75	<u>99.75</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆B I Sグローバル金融システム委員会、報告書「大規模金融機関におけるストレステスト：ストレステストの現状とテスト結果の集計に関する論点」を公表

B I Sグローバル金融システム委員会は、3月22日、「大規模金融機関におけるストレステスト：ストレステストの現状とテスト結果の集計に関する論点」（原題：Stress Testing by Large Financial Institutions: Current Practice and Aggregation Issues）と題する報告書を公表した（その内容については、『日本銀行調査月報』2000年4月号参照）。

### ◆台湾中央銀行、政策金利を引き上げ

台湾中央銀行は、3月24日、再割引金利（4.5%→4.625%）および担保貸出金利（4.875%→5.0%）の引き上げを実施した。

### ◆ロシア中央銀行、公定歩合を引き下げ

ロシア中央銀行は、3月21日、公定歩合を引き下げた（38%→33%）。

### ◆ブラジル中央銀行、市場介入翌日物金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、3月29日、市場介入翌日物金利を引き下げた（19.0%→18.5%）。